

I 年次報告書の考え方

I はじめに

県では、2022（令和4）年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」という。）を公布・施行しました。本条例は人権尊重に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題を解消し、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものです。

差別解消条例の制定を受けて、それぞれの施策の目標とする「めざす姿」や方針を明確にするため、「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」（以下「基本方針」という。）を2024（令和6）年3月に策定しました。そして、基本方針に基づき各分野の施策を推進していくため、「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第五次行動プラン」という。）を同月に策定しました。

本書は、2024（令和6）年度の県関係部局による人権施策の取組状況を取りまとめ、各施策の現状および今後の方向性を確認することにより、第五次行動プランの進捗状況を管理するとともに、県における人権施策の一層の進展を図るものです。

なお、第五次行動プランでは、「誰一人取り残さない」という SDGs（注）の理念をふまえ、行政だけでなく、事業者、NPO、個人などのさまざまな主体と連携して人権が尊重される社会の実現をめざしています。そのため、個別の人権施策において SDGs の 17 のゴール（目標）の中で該当するものをそれぞれアイコンで示しています。

注）SDGs(エスディージーズ：Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)

2015（平成 27）年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、2030年までに世界を変えるための国際目標で、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことをめざしています。17 のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲット（達成基準）からなる普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組んでいます。



2 施策の体系と推進の考え方

人権が尊重される社会をつくるためには、県のあらゆる事業・業務において、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。そのため、基本方針では人権施策を目的に応じた次の3つの施策分野に体系づけて推進することとしています。

- 1 人権啓発および人権教育の推進
- 2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進
- 3 課題別施策の推進

【「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」施策体系図】

